

2017年3月17日

民 進 党
代 表 蓮 舫 様

国際公務労連加盟組合日本協議会 (PSI-JC)
議 長 川 本 淳

男女平等社会の実現にむけた要請書

日ごろから男女平等社会の実現にむけ、精力的に取り組まれている貴職に対し、心より敬意を表します。

2017年3・8国際女性デーに際し、P S I（国際公務労連）加盟組合日本協議会（自治労、国公連合、全水道、ヘルスケア労協、全消協）は、全世界の女性労働者、労働組合やNGO、国際機関等と連携し、ジェンダー平等の実現と、その基盤となる公共サービスの拡充をめざし、国内外でのキャンペーンに取り組んでいます。

日本は、世界経済フォーラム「ジェンダーギャップ指数（2016）」で、対象144カ国中111位と前年よりさらに後退し、安倍政権の最重要課題のひとつ「女性が輝く社会」の掛け声とは裏腹に、いっこうに改善されない男女の格差が明らかになりました。女性の持てる能力を十分に活用し、社会参加と方針決定機関への参画を進めることは、女性の尊厳と自己実現にとどまらず、日本の経済社会の発展にとっても重要なファクターであり、とりわけ公務における女性の登用が求められています。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」では、賃金格差の是正や非正規労働者の処遇改善に資する内容が明記されておらず、働く女性の正規と非正規の二極化が懸念されます。

P S I加盟組合日本協議会は、日本におけるジェンダー平等およびディーセントワークの達成にむけ、関連する法制度や社会経済の環境整備が重要との立場から、国内法の整備と国際条約の批准および実効性ある施策実施が喫緊の課題と考えています。日本における法制度や政策は、アジア近隣諸国への影響も大きく、国際社会の一員としても積極的に男女平等に取り組んでいただきますよう、下記の通り要請いたします。

記

1. 男女平等に関するILO未批准条約の早期批准について

- (1) 妊産婦保護および哺育にかかる国内法を整備し、ILO183号条約（母性保護条約）を早期に批准すること。
- (2) 国内法を整備しILO111号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止）の早期批准をはかること。
- (3) 2015年に施行された改正パートタイム法では、公正な待遇の確保や納得性を高めるための措置等が講じられたが、通常の労働者との比較範囲等において不十分な制度となっている。国内法を整備をさらに行い、ILO175号条約（パートタイム労働条約）の早期批准をはかること。

2. 国内法の整備について

- (1) ILO100号条約（同一価値労働同一報酬条約）の趣旨に沿って、①「同一価値労働同一報酬原則」を明記した国内法を整備すること。②「女子差別撤廃委員会」の2016年3月に出された最終見解で指摘を受けた、「女性が婚姻前の姓を保持できるように夫婦の氏を選択に関する法規定を改正すること」について、すみやかに所要の法改正・整備を行うこと。
- (2) 現在、「202030」をめざして「女性の職業生活における活躍促進法」などの取り組みを強化していると承知しているが、国の政策・方針決定への女性の参画・拡大をさらに推し進めるとともに、地方公共団体における取り組みの支援・協力要請を行うこと。
- (3) ILO156号条約（家族的責任を有する労働者条約）に沿い、男性労働者も家族責任の担い手であることを踏まえた政策を推進することや、非正規労働者も対象となる条件整備を進め、ワーク・ライフ・バランスの実効性を確保すること。

3. ILO条約勧告適用専門家委員会報告への対応について

- (1) 条約勧告適用専門家委員会の指摘、「男女同一価値労働同一報酬原則を規定するための法改正の措置を取るよう求める」に対する政府見解は、必ずしも十分なものとなっていないことから、早急に所要の法改正・整備を行うこと。
- (2) 男女間、雇用形態間および職業間の賃金格差是正にむけ、ILO100号条約に即した同一価値労働同一報酬原則に基づいた職務評価手法の研究開発を進め、実用化をはかること。

以 上